



佐賀県公報

平成17年
2月21日
(月曜日)
第12570号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更	(五一・地域福祉課)
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(五二・〃)
○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定	(五三・〃)
○生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定	(五四・〃)
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更	(五五・〃)
○二次元検出器の購入に係る一般競争入札	(新産業課)
○エレクトロメータ、マルチメータ及び付属品の購入に係る一般競争入札	(〃)

○ 告 示

●佐賀県告示第五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

平成十七年二月二十一日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止医療機関

名称	所在地	廃止年月日
川添整形外科医院	唐津市熊原町三〇七九番地一	平成一六・一一・四

二 変更医療機関

名称	所在地		変更年月日
	旧	新	
加藤眼科医院	唐津市南城内二番一〇号		平成一六・一二・一
藤井整形外科医院	小城郡小城町大字畑田二三四五番地一		平成一七・一・一
原田医院	藤津郡太良町大字大浦丁五五八番地五		平成一六・一一・一四
はるみ歯科医院	唐津市浜玉町東山田一〇三二番地一四		平成一六・一二・一
あかね薬局	佐賀市大財五丁目二番一六号		〃
薬局パンダ	佐賀市八戸溝一丁目一四番二〇号		平成一六・一一・一
鍵山調剤薬局	佐賀市神野東三丁目一四番二三号		〃
神代薬局セリオ牛津店	小城郡牛津町大字柿樋瀬一〇六二番地一		平成一六・一二・一
もみの木薬局	鳥栖市曾根崎町二三八二番地	鳥栖市松原町一七二九番地一	平成一五・二・一五

●佐賀県告示第五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十七年二月二十一日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
加藤眼科医院	唐津市南城内二番一〇号	平成一六・一二・一
山田こどもクリニック	神埼郡神埼町大字田道ケ里二三九四番地一	平成一六・一二・七
藤井整形外科医院	小城郡小城町大字畑田二三四五番地一	平成一七・一・一
はるみ歯科医院	唐津市浜玉町東山田一〇三二番地一四	平成一六・一二・一
あかね薬局	佐賀市大財五丁目二四番一号	〃
ヤマト薬局高木瀬東店	佐賀市高木瀬東三丁目四番一五号	〃
タイヘイ薬局小城店	小城郡小城町大字松尾四〇九一番地一	〃
有限会社まちの薬局	小城郡小城町大字畑田二六八七番地四	平成一七・一・一
ほたる薬局	小城郡小城町大字松尾四〇九八番地二七	〃
神代薬局セリオ牛津店	小城郡牛津町大字柿樋瀬一〇六二番地一	平成一六・一二・一
そうごう薬局白石店	杵島郡白石町大字戸ケ里一八一七番地五	平成一七・一・一

●佐賀県告示第五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年二月二十一日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

<p>名称 有限会社一道</p> <p>所在地 多久市北多久町大字多久原三千二百三十八番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 ヘルパーステーションからつと</p> <p>所在地 唐津市町田八百十二番地七</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p> <p>二 (一) 指定年月日 平成十六年十二月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 有限会社ライフケア</p> <p>所在地 唐津市相知町千束千六百五十四番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 有限会社ライフケア</p> <p>所在地 唐津市相知町千束千六百五十四番地一</p> <p>サービスの種類 福祉用具貸与</p> <p>三 (一) 指定年月日 平成十六年十二月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 サポート有会社</p> <p>所在地 千葉県流山市松ヶ丘一丁目四百七十五番地七十六</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 亀山オートサービス</p> <p>所在地 鳥栖市酒井西町六百十番地一</p> <p>サービスの種類 福祉用具貸与</p> <p>四 (一) 指定年月日 平成十七年二月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 有限会社ヴァンヴェール</p> <p>所在地 鳥栖市田代昌町四百六十二番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>
--

名称 グループホームこもれび
 所在地 鳥栖市田代昌町四百六十二番地一
 サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護
 五 (一) 指定年月日 平成十六年十二月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 村岡 浩
 所在地 小城郡牛津町大字牛津七百三十四番地一
 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 村岡内科デイサービスセンター
 所在地 小城郡牛津町大字牛津六百三十番地九
 サービスの種類 通所介護

●佐賀県告示第五十四号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成十七年二月二十一日
 佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年十二月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 有限会社一道
 所在地 多久市北多久町大字多久原三千二百三十八番地一
 (三) 事業所の名称及び所在地
 名称 ケアプランセンターからつと
 所在地 唐津市町田八百十二番地七
 二 (一) 指定年月日 平成十六年十二月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

<p>名称 株式会社ニチイ学館 所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目九号 (三) 事業所の名称及び所在地 名称 アイリスケアセンター鳥栖 所在地 鳥栖市元町千三百七十六番地一 三 (一) 指定年月日 平成十六年十二月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社ジョウジマ 所在地 伊万里市二里町八谷棚七百八十一番地一 (三) 事業所の名称及び所在地 名称 居宅介護支援事業所伊万里 所在地 伊万里市二里町八谷棚七百八十一番地一</p>		<p>●佐賀県告示第五十五号 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。 平成十七年二月二十一日 佐賀県知事 古 川 康</p>			
<p>名称 居宅介護事業</p>	<p>一 居宅介護事業</p>				
<p>名称</p>	<p>ホームヘルプサービスひらぎ</p>				
<p>所在地</p>	<table border="1"> <tr> <td>旧</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td>武雄市武内町大字真手野二六三四二番地</td> <td>武雄市武内町大字真手野二六三四六番地</td> </tr> </table>	旧	新	武雄市武内町大字真手野二六三四二番地	武雄市武内町大字真手野二六三四六番地
旧	新				
武雄市武内町大字真手野二六三四二番地	武雄市武内町大字真手野二六三四六番地				
<p>変更年月日</p>	<p>平成一六・一二・一</p>				

デイサービスセンターひいらぎ	新	武雄市武内町大字真手野二六三四六番地	"
	旧	武雄市武内町大字真手野二六三四二番地	
シヨートステイひいらぎ	新	武雄市武内町大字真手野二六三四六番地	"
	旧	武雄市武内町大字真手野二六三四二番地	
二 居宅介護支援事業			
名称	所在地		変更年月日
	新	武雄市武内町大字真手野二六三四六番地	
居宅介護支援事業所ひいらぎ	旧	武雄市武内町大字真手野二六三四二番地	平成一六・一一・一
三 介護老人福祉施設			
名称	所在地		変更年月日
	新	武雄市武内町大字真手野二六三四六番地	
特別養護老人ホームひいらぎ	旧	武雄市武内町大字真手野二六三四二番地	平成一六・一一・一

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年2月21日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神 谷 俊 一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品の名称及び数量
2次元検出器 一式
 - (2) 調達物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入場所
佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地
佐賀県立九州シンクロトロロン光研究センター
 - (4) 納入期限
平成17年3月31日
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当
電話 0952-25-7129
- 3 入札参加資格及び条件
 - (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点まで有すること。
 - (2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。

<p>(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p> <p>4 入札説明書の交付及び契約条項の提示</p> <p>(1) 期間 平成17年2月24日まで</p> <p>(2) 場所 上記2の部局</p> <p>5 入札者に求められる義務</p> <p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成17年2月24日16時までに上記2の部局に提出すること。</p> <p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所 上記2の部局</p> <p>(2) 期限 平成17年2月28日 17時</p> <p>(3) 提出方法 書留郵便とすること。</p> <p>7 持参による入札書の提出の場所及び期限</p> <p>(1) 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟112号会議室</p> <p>(2) 期限 平成17年3月1日10時</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記7の(1)の場所</p>	<p>(2) 日時 平成17年3月1日10時</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号により免除する。</p> <p>(2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。</p> <p>10 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。</p>
---	--

<p>平成17年2月21日</p> <p>収支等命令者 佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神谷俊一</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達物品の名称及び数量 エレクトロメータ、マルチメータ及び付属品 一式</p> <p>(2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 納入場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地 佐賀県立九州シンクロナロン光研究センター</p> <p>(4) 納入期限 平成17年3月31日</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称 郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話 0952-25-7129</p> <p>3 入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定</p>	<p>に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。</p> <p>(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。</p> <p>(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のデフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p> <p>4 入札説明書の交付及び契約条項の提示</p> <p>(1) 期間 平成17年2月24日まで</p> <p>(2) 場所 上記2の部局</p> <p>5 入札者に求められる義務</p> <p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成17年2月24日16時までに上記2の部局に提出すること。</p> <p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所 上記2の部局</p> <p>(2) 期限 平成17年2月28日 17時</p> <p>(3) 提出方法 書留郵便とすること。</p> <p>7 持参による入札書の提出の場所及び期限</p> <p>(1) 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟112号会議室</p> <p>(2) 期限 平成17年3月1日11時30分</p>
---	---

<p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記7の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成17年3月1日11時30分</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。</p> <p>(2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。</p> <p>10 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これ</p>	<p>に代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p>
---	---

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年二月二十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)